



令和 5 年 1 月 26 日

国土交通省四国地方整備局

徳島河川国道事務所

建設業における不当要求に関する講習会を開催します ～不当要求に備えていくために～

徳島河川国道事務所では、防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策など、河川・道路の多くの工事を実施しています。

令和 4 年 6 月、公共工事標準請負契約約款が改正されたこともあり、公共工事における更なる暴力団の排除が徹底されているところです。

これらを受けて、暴力団員等からの不当要求や工事妨害等があった場合に備えていくことを目的として、徳島県内の建設業者を対象とした不当要求に関する講習会を開催します。

※講習会の概要は【別紙－１】を参照。

【問い合わせ先】

国土交通省四国地方整備局 徳島河川国道事務所

TEL : 088-654-2211 (代表)

副所長 (河川)

黒田 稔生 (内線 204)

【別紙－１】

建設業における不当要求に関する講習会

1. 日 時：令和５年１月３０日（月）１４時～１５時３０分（予定）

2. 開催方法：Ｗｅｂ方式にて開催

3. 講 師：中田・島尾法律事務所 弁護士 島尾 大次

4. 内 容：

①不当要求と建設業における特徴

②不当要求への対応策

③民事介入暴力被害者救済センター（民暴委員会）の活動

④建設業（公共工事）における不当要求への対応 等

5. 主 催 者：四国地方整備局徳島河川国道事務所